

富津市こども計画策定方針

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

① 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため制定されました。

② 子ども・子育て支援法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の推進を目的に制定され、2015年から「子ども・子育て支援新制度」を施行。市町村は5年ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務となりました。

③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されました。

④ 子ども・若者育成支援推進法

ニートやひきこもり、不登校といった子ども・若者の抱える不安や悩みの深刻化などを背景に、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようになりますを目的に制定されました。

⑤ こども基本法

こどもに関する取り組みや施策を総合的に推進していくために制定されました。2023年12月には「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」を一つとした「こども大綱」が閣議決定され、市町村は「こども計画」を策定することが努力義務となりました。

<市町村こども計画>
市町村こども計画は、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などを一体のものとして作成することができる。(こども基本法第10条)



(2) 本市の取組

① 富津市子ども・子育て支援事業計画

(第Ⅰ期計画期間:2015年度～2019年度)

(第Ⅱ期計画期間:2020年度～2024年度)

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を一本化した「富津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

② 富津市DV・虐待防止計画

(計画期間:2019年度～2026年度)

当該計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画ですが、DV対策だけでなく、児童虐待等への対応や施策の指針として、総合的な計画として策定しました。

2 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く状況・課題

1. 貧困

2021年度の子ども(17歳以下)の貧困率は全国で11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯の貧困率は10.6%となっており、そのうちひとり親家庭は44.5%と高くなっています。

富津市が3月に実施したニーズ調査では、約16%の家庭で子どものためのものを購入できない結果が出ています。

2. 児童虐待

2023年、警察から児童相談所へ児童虐待の通告がされた児童数は全国で122,806人と過去最多となっています。

富津市では、新規の児童虐待発生件数が2021年度48件、2022年度43件、2023年度45件となっています。

3. 子ども・若者の支援

ヤングケアラーやひきこもり、いじめ、不登校、ニート、障がいなど支援が必要な子ども・若者がいます。

4. 出生数減少

2023年の出生数は全国で758,631人となっており、8年連続減少かつ過去最少となっています。

富津市でも、2017年に出生数が196人と過去20年間で初めて200人を下回り、2022年は110人、2023年は126人と100人に迫る出生数となっています。

5. 子育て当事者の環境

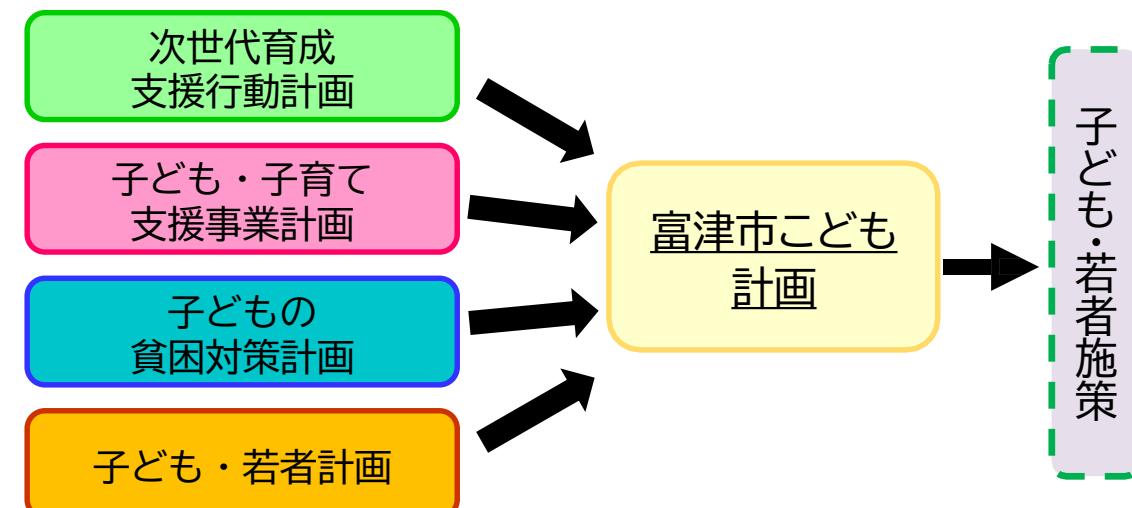
慣れない子育てに対して、不安を抱えている方がいる一方で、子育てが落ち着き、子育てと仕事を両立させたい方が増えています。

富津市が3月に実施したニーズ調査では、約1割の家庭が、気軽に相談できる人がいない結果が出ています。

また、現在子育てのために、就労していない保護者の約7割の方に就労希望があり、その内の約4割の方は1年内の就労を希望しています。

3 計画策定の趣旨

このような現状と「こども基本法」、「こども大綱」を踏まえ、子ども・若者、子育て当事者などに関する計画を一つにまとめることにより、本市を取り巻く多種多様な課題に對して、総合的かつ効果的な施策の推進・進捗管理を可能とするため、「富津市こども計画」を策定します。



富津市こども計画策定方針

4 目指す計画の方向性

【こども大綱】

全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

【富津市みらい構想】

- 誰もが心も体も元気に、いきいきと安心して暮らせるまち
- 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもたちの笑顔があふれるまち
- 市の産業が活気にあふれ、多くの来訪者でぎわうまち

【富津市こども計画】

全てのこども・若者が心も体も元気に暮らせるまちを目指し、こども・若者が幸福な生活を送ることができる社会をみんなで創ることを趣旨とした基本理念を検討します。

みんなで共有できるよう、子どもや若者などの意見を取り入れながら、わかりやすい言葉で表現します。

5 計画の概要

(1)計画の対象

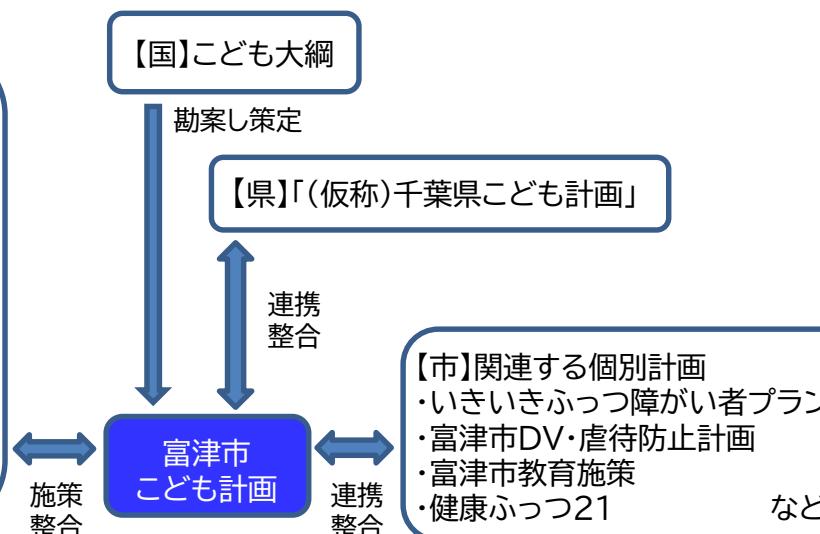
「こども基本法」において、こどもとは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。この定義を踏まえ、18歳未満のすべての子どもと子育て当事者等を中心に、「子供・若者育成支援推進大綱」等を勘案し、事業内容に応じて、20歳代の若者などを加え、施策が効果的な取組になるように柔軟に対応していきます。

(2)計画期間

2025年度から2029年度まで

(3)計画の位置づけ

国の「こども大綱」を勘案しながら、県が策定予定の「(仮称)千葉県こども計画」と整合を図ります。また「富津市みらい構想」をはじめ、関連する個別計画と連携・整合を図ります。



6 計画策定の視点

(1)こども・若者、子育て当事者と考える

⇒すべてのこどもを個人として尊重し、若者と子育て当事者とともに未来を考えます。

(2)こどもから若者まで切れ目のない支援

⇒「こども大綱」が掲げる基本的な方針などを勘案しながら、こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応できる計画を策定します。

(3)地域全体でこども・若者を支える機運の醸成

⇒市、こども・若者、子育て当事者、学校等、地域住民及び事業者がそれぞれ役割を担い、こども・若者、子育て当事者の未来を支える施策を展開します。

(4)若者・子育て当事者に選ばれるまちの実現

⇒富津市に住み続けたい、こどもを生み・育てたい、住んでみたいと選ばれるまちの実現へ向けた施策を展開します。

(5)現計画の点検・評価

⇒「富津市子ども・子育て支援事業計画」、「富津市DV・虐待防止計画」の実績や課題を踏まえ策定します。

8 策定体制

(1)府外の体制

富津市子ども・子育て会議

※関係団体の代表者、市内在住保護者、学識経験者などで構成

(2)府内の体制

こども施策に関する事業を実施している課を招集し、検討会議を実施します。

9 スケジュール(予定)

令和6年 3～7月 アンケート調査
7～8月 骨子案
9～12月 計画素案・計画案

令和7年 1月 パブリックコメント
3月 計画決定